

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（658））
2. 日時：平成30年2月7日 15時15分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、燃料有効長頂部（TAF）の値に誤りの原因及び対策等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

<燃料有効長頂部（TAF）の値の誤り>

- 燃料有効長頂部（TAF）の値の誤りについて、原因、対策及び水平展開を踏まえ、設置許可申請書の品質が保持されることを整理して提示すること。
- 本事象に係る対策及び水平展開の実施スケジュールについて提示すること。

- (2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 運転期間延長認可申請書及び設置許可変更認可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る原因分析結果